

消費者基本計画の検証・評価・監視  
施策におけるヒアリング項目について

平成 23 年 6 月 10 日  
消費者委員会

施策番号 87

平成 22 年 12 月に行ったヒアリング以降の実施状況と平成 23 年度の計画について、以下の点について説明されたい。

- Q 1 消費者教育推進会議の開催状況について
- Q 2 審議した課題はなにか
- Q 3 消費者教育推進会議が、消費者教育を体系的に進める体制として機能し、具体的成果を生み出すものとなるためには、何をどういう順番で議論するのかの全体像を定めて、各会議ごとに議論するテーマの論点を明確化し、時間をかけて議論する必要がある。今後の会議の進め方についてどのように考えているのか。また、消費者への情報提供をどのように図っていくのか。
- Q 4 消費者教育に関する法制の整備については、消費者庁設置法の附帯決議でも「消費者教育に関する法制の整備について検討」とされており、国会でも与野党の間に制定に向けた気運が盛り上がっている。消費者庁としても制定に向けて本格的に取り組むべきではないか。
- Q 5 具体的な課題の進捗状況について（施策番号 88、89 関連）
- ・消費者教育ポータルサイトのアクセス件数  
活用の実態 利用者からの反応 使いやすさなど
  - ・効果的な消費者教育手法と効果測定の検討  
都内中学 2 校での実施状況について説明されたい。あわせて、消費者教育のモデル開発を目的とした消費者教育推進方策研究事業について報告されたい。
  - ・消費者教育用教材の体系化の進捗状況について。その中で、中・高等学校、大学の教職員がやる気になるような、魅力あるモデル事業の DVD 等の制作・配布の実施状況についてはどうか。
- Q 6 文科省では、消費者教育の指針を作成し、消費者教育フェスタなどのモデル事業を行うなど、熱心に消費者教育に取り組み始めている。今後の文科省との連携はどのように図られるのか。

### 施策番号 93

以下の点について説明されたい。

- Q 1 新学習指導要領の周知・徹底に関する 23 年度の計画
- Q 2 消費者教育に関する副読本、副教材の作成と配布への協力の状況
- Q 3 消費者教育指導者養成講座に関する 23 年度の計画

### 施策番号 96

- Q 1 関連する機関における消費者教育教材等の作成・配布、出前講座、講師派遣の実施状況について説明されたい。

### 施策番号 168

- Q 1 製品安全に関する情報共有の取り組みなど、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画するとしているが、ここ 1 年間に C C P の検討に参画したときのテーマは何か。その実績として挙げられるのは何か。
- Q 2 R A P E X（緊急回収共有）情報の入手など、製品安全に関して各国と共有された情報の中で、日本に関連した製品についての危害・危険・リコール情報などを日本の消費者に積極的に情報提供し、データベース化しておくべきと思うが、どうか。この取り組みの実績はあるか。また、それらの情報は事故情報データバンクに蓄積されているか。蓄積し共有化する必要性があると思うが、どうか。

### 施策番号 169

- Q 1 日中韓の製品安全問題については 2 国間会合の設定が図られているようだが、特に輸入品が多い中国については消費者関連分野でどのような政策対話を実施しているか。過去 1 年間のテーマは何か。そのような「場」は定期的に設定されているとしたらどのくらいの間隔か。中国産製品・食品について課題が多いことについて、日本からどんな提案をしているのか（メラミン混入食品、ブリヂストンサイクル自転車の座席・・・）
- Q 2 中国、韓国に限らず、現在の放射能と食品の安全の問題について、各国にどのような説明を行い、対応をしているか。

### 施策番号 170

- Q 1 ICPEN（アイスペン = 消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）の活動の一環として、eConsumer.gov（イーコンシューマーガバメント）が展開されている。消費者庁もホームページを設定している。しかしこの

ホームページが極めてわかりにくい。定期的に更新すべきであるが、更新が遅れている理由は何か。

Q2 イーコンシューマーガバメントでは、国境を越えた消費者苦情を収集しており、運営・管理はアメリカのFTCだが、この情報は加盟国の執行機関が共有化できるようになっている。それを踏まえ次の点をお聞きしたい。

- ここ1年間の日本からの報告件数は何件か
- 日本の企業が関与した苦情件数は何件か
- 各国集計した全体的な苦情件数と苦情内容の傾向
- これらを定期的に公表すべきと思うがどうか。(年2回のアイスペンの会合では集計件数などが発表されていると思うが・・・)
- 国境を越えたネット通販による苦情が日本でも増えているが、これに対し、アイスペンを活用した対応実績はあるか。  
(海外からの健康食品や製品のネット購入に関する苦情、国際マルチ商法の苦情、海外に拠点を置く決済代行業者への苦情などへの対応が考えられる)
- 消費者庁として、このイーコンシューマーガバメントの情報をもっと活用できるようにし、国境を越える消費者被害の対応を積極的に図るべきではないか。